

大	副会長	会長	受付	担当
×-~ 1/27	×-~ 1/27			

日調連発第283号

平成19年11月26日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長



地積測量図作成におけるネットワーク型 RTK-GPS 測量について（通知）

登記研究 701 号（平成 18 年 7 月号）の「カウンター相談 173」において、「ネットワーク型 RTK-GPS 測量は、現段階では、分筆登記等のための一筆地測量に適した方法であることが確認されていないため、その測量成果に基づいて地積測量図を作成することは適当ではなく、したがって、基本三角点等に関する記録に代えて所問の測量方法を記録して地積測量図を作成することはできないと考えます」との記事が掲載されました。

この記事を読まれた会員の中には、ネットワーク型 RTK-GPS 測量は、一筆地測量の与点に世界測地系による座標値を与える測量方法としても適当ではないと誤解をした会員もいたようですので、法務省民事局民事第二課に、非公式に登記実務の取扱いを確認したところ、同方式による測量は、「国土交通省公共測量作業規程」等の規程に照らして、現段階で筆界点に直接 GPS のアンテナを設置して観測する同方式は適当ではないが、例えば、基本三角点等が近傍に存在しない場所において、恒久的地物に世界測地系による座標値を与えるためにこの方式を用い、この恒久的地物を与点として一筆地測量を実施することは差し支えないという回答でした。

連合会としては、基本三角点等が近傍にない場合であっても、与点とする恒久的地物に世界測地系による座標値を与え、その成果に基づく筆界点の座標値を得ることによって地積測量図を作成することは、以後の地図整備にも有益であり、この方式を推奨するとともに、この測量方法を用いるときは、「ネットワーク型 RTK-GPS を利用する公共測量作業マニュアル（案）」等を熟知の上、業務にあたるよう、貴会会員に周知願います。

参考：国土地理院ホームページ「ネットワーク型 RTK-GPS を利用する公共作業マニュアル（案）」

http://psgs.v.gsi.go.jp/koukyou/download/network_rtk-gps/index.htm